

感染症

- ・下記の感染症に掛かった場合、受診後、医師による登園許可が出てからの登園となります。登園時に保護者の登園届をご提出下さい。

感染症	感染しやすい期間（※）	登園の目安
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 2 4～4 8 時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の 1 週間	全身状態が良いこと
感染性胃腸炎 （ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス）	症状のある間と、症状消失後の 1 週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に 1 カ月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く、全身状態が良いこと
アタマジラミ症	—	出席可能（タオル・櫛・ブラシの共用は避ける）
疥癬	—	出席可能（リネン類、布団の共用等は避ける）
伝染性軟属腫（水いぼ）	—	出席可能。
伝染性膿痂疹（とびひ）	—	患部を覆っていれば出席可能。
B型肝炎	—	無症状病原体保有者は登園可能
単純ヘルペス感染症	—	出席可能
カンジタ症	—	出席可能
その他感染症	—	医師の診断に従うこと

登園届(保護者記入)

保育所等施設長 様

入所児童氏名

クラス名

(病名) (該当疾患に☑をお願いいたします。)

	溶連菌感染症		アタマジラミ症
	マイコプラズマ肺炎		疥癬 (かいせん)
	手足口病		伝染性軟属腫 (水いぼ)
	伝染性紅斑 (りんご病)		伝染性膿痂疹 (とびひ)
	感染性胃腸炎 (ノロウイルス、ロ タウイルス、アデノウイルス等)		B型肝炎
	ヘルパンギーナ		単純ヘルペス感染症
	R S ウイルス感染症		カンジタ症
	带状疱疹しん		その他の感染症
	突発性発しん		(病名)

(医療機関名) (年 月 日受診)
において病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので、

年 月 日より登園いたします。

以下の疾病等の診断を受けて通園する場合、
いずれかに○をつけて下さい。

※とびひ、ヘルペス、カンジタ症 → 治療中 ・ 完治

※水いぼ → 治療中 ・ 完治 ・ 治療せず

※アタマジラミ症 → 治療開始 月 日
治療終了

年 月 日

保護者名

※保護者の皆さまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、隣面にある登園のめやすを参考にかかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いいたします。